

秩父市優秀建設工事現場代理人等表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、秩父市が発注した建設工事を、優秀な成績で完成した現場代理人等（秩父市建設工事請負契約約款第10条に規定する主任技術者、監理技術者及び専門技術者を含む。以下「現場代理人等」という。）を表彰することにより、現場代理人等の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工及び品質を確保することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 表彰は、「優秀賞」と「奨励賞」とする。

（表彰の方法）

第3条 表彰は、年1回市長を行い、表彰状を授与する。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

（表彰の対象）

第4条 表彰の対象は、次の各号に該当する現場代理人等に対して行う。

- (1) 秩父市内に本店、支店又は営業所（以下「本店等」という）を有し、且つその本店等が当市の契約締結権限を有する企業等に雇用されている者であること。
- (2) 表彰は、秩父市が発注した建設工事のうち、表彰実施年度の前年度に完成了した工事について、次のア～エのいずれかに該当し、他の模範となる施工を行った現場代理人等であること。
 - ア 優れた現場管理や施工技術を有しており、適正な工程管理に基づき工事を施工し、その出来形及び品質が特に優れた施工を行った者。
 - イ 特に困難な施工条件を克服して、優れた成績を持って工事を完成させた者。
 - ウ 施工に当たって、熱意等が特に優れている者。
 - エ その他、公共工事の遂行に著しく貢献した者。

（欠格事項）

第5条 前条の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは表彰を行わない。

- (1) 現場代理人等が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間ににおいて、道路交通法等の法令の規定に基づく処分を受け、又は受けることが明らかである場合。
- (2) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間ににおいて、秩父市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に該当し、指名停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。

- (3) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、建設業法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けたことが明らかである場合。
 - (4) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度に完成した全ての工事について、評定点が65点未満となる工事が含まれる場合。
 - (5) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、市内における公共工事で作業員（下請業者に係る作業員を含む）及び第三者の死亡事故（請負者に責任があるもの）を起こした場合。
 - (6) 現場代理人等の所属する建設業者が、表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。
 - (7) 市税を完納していない場合。
 - (8) その他、表彰にふさわしくないと判断した場合。
- 2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体に所属する現場代理人等の表彰は行わない。

（候補者の推薦）

第6条 発注課所長は、第4条の規定に基づく表彰の候補者を推薦するときは、実施基準の定めるところにより審査委員会委員長に推薦するものとする。

（審査委員会）

第7条 第4条の規定による表彰について、その可否を審査するため審査委員会（以下「委員会」という）を設ける。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、別表の職にあるものをもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員会は、別に定める実施基準に基づき審査を行い、表彰候補者を決定する。

（被表彰者の決定）

第8条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき市長が決定する。

（事務局）

第9条 委員会の事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局は、総務部工事検査課に置く。

（実施基準）

第10条 この要綱の実施に関する基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委 員 長	副市長
副委員長	総務部長
委 員	総合政策部長 財務部長 市民部長 環境部長 産業観光部長 農林部長 地域整備部長 教育委員会事務局長 財務部契約課長